

令和4年度第2回
高知県地域職業能力開発促進協議会

日時：令和5年3月14日（火）

10時～11時半

場所：公立学校共済組合 高知会館

3階「飛鳥の間」

高知労働局 職業安定部訓練室

令和4年度第2回高知県地域職業能力開発促進協議会

《会 議 次 第》

1. 開会あいさつ（高知労働局長）

2. 議 題
 - （1）令和5年度高知県職業訓練実施計画（案）について

 - （2）公的職業訓練効果検証ワーキンググループの設置について

 - （3）その他

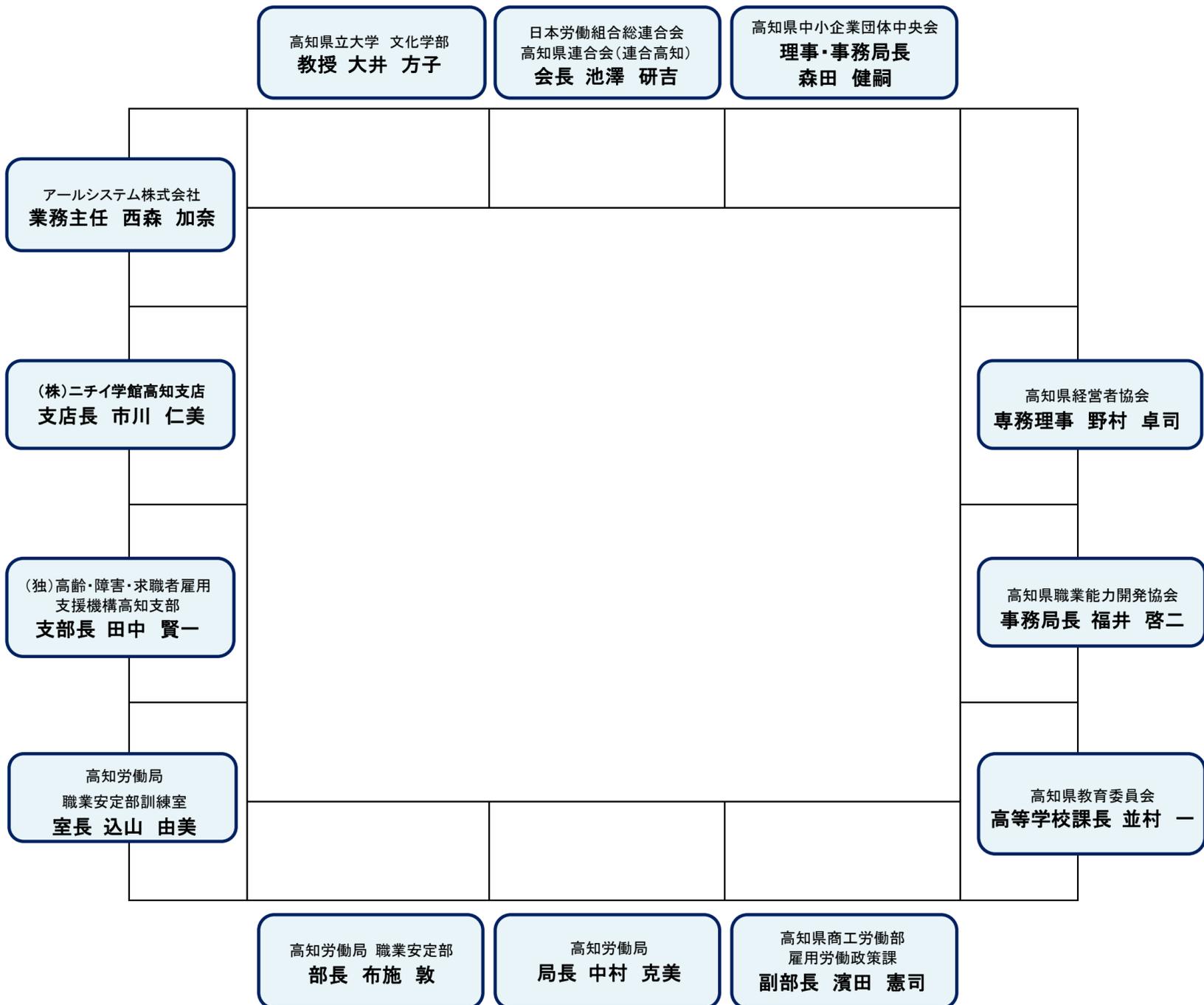
3. 質疑・意見交換

令和4年度 第2回 高知県地域職業能力開発促進協議会 座席表

公立学校共済組合高知会館3F 飛鳥の間

令和5年3月14日(火)

10:00~11:30



事務局

高知労働局
職業安定部訓練室
室長補佐 中澤 理佳

高知労働局
職業安定部訓練室
訓練主任 有田 雄亮

事務局

(独)高齢・障害・求職者雇用
支援機構高知支部
訓練課長 野口 大

(独)高齢・障害・求職者雇用
支援機構高知支部
求職者支援課長
下田 哲嗣

事務局

事務局

高知県商工労働部
雇用労働政策課
チーフ 高野 卓紀

高知県商工労働部
雇用労働政策課
課長補佐 濱口由紀

事務局

高知県教育委員会
指導主事 小嶋 恭子

アールシステム株式会社
尾立 亜希

事務局

令和4年度 第2回高知県地域職業能力開発促進協議会 出席者名簿

所 属	役 職	氏 名
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部	支部長	田中 賢一
	求職者支援課 課長	下田 哲嗣
	訓練課 課長	野口 大
高知県職業能力開発協会	事務局長	福井 啓二
(株)ニチイ学館高知支店ヘルスケア事業支店	支店長	市川 仁美
日本労働組合総連合会高知県連合会(連合高知)	会長	池澤 研吉
高知県経営者協会	専務理事	野村 卓司
高知県中小企業団体中央会	理事・事務局長	森田 健嗣
アールシステム株式会社	業務主任	西森 加奈
		尾立 亜希
高知県立大学 文化学部	教授	大井 方子
高知県商工労働部	副部長	濱田 憲司
	雇用労働政策課 課長補佐	濱口 由紀
	雇用労働政策課 チーフ(能力開発担当)	高野 卓紀
高知県教育委員会	高等学校課長	並村 一
	高等学校課指導主事	小嶋 恭子
高知労働局	局 長	中村 克美

(高知県地域職業能力開発促進協議会事務局)

高知労働局職業安定部	部長	布施 敦
高知労働局職業安定部 訓練室	室長	込山 由美
	室長補佐	中澤 理佳
	地方人材育成対策担当官 (併)訓練主任	有田 雄亮

高知県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 名称

協議会の名称は「高知県地域職業能力開発促進協議会」と称する。

2 目的

高知労働局及び高知県は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、都道府県の区域において、地域の関係機関が参画し、同法第16号第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う高知県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

設置主体は、高知労働局及び高知県の共催とする。

3 構成員

(1) 協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- ① 高知労働局
- ② 高知県
商工労働部
教育委員会
- ③ 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部
一般社団法人高知県専修学校各種学校連合会
高知県職業能力開発協会
社団法人全国産業人能力開発団体連合会会員企業
- ④ 労働者団体
日本労働組合総連合会高知県連合会（連合高知）
- ⑤ 使用者団体
高知県経営者協会
高知県中小企業団体中央会
高知商工会議所
高知県商工会連合会
- ⑥ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報提供事業者又はその団体
- ⑦ 学識経験者

(2) 協議会にはその他関係機関の必要とする者の出席を求めることができる。

4 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

5 会長

- ① 協議会に会長を置き、高知労働局長をもって充てる。
- ② 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- ③ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6 協議会の開催

協議会は、年2回以上の開催とする。

7 協議事項

- ① 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
- ② 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- ③ 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- ④ キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- ⑤ 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- ⑥ その他必要な事項に関する事。

8 事務局

協議会の事務局は、高知労働局職業安定部に置く。

9 その他

- ① 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- ② 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ③ この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月28日から施行する。

高知県地域職業能力開発促進協議会委員名簿

	所 属	役 職	氏 名
教育訓練 機関等	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部	支部長	田中 賢一
	(社)高知県専修学校各種学校連合会	会 長	近藤 邦夫
	高知県職業能力開発協会	事務局長	福井 啓二
	(株)ニチイ学館高知支店ヘルスケア事業支店 (社団法人全国産業人能力開発団体連合会会員企業)	支店長	市川 仁美
労使団体	連合高知	会 長	池澤 研吉
	高知県経営者協会	専務理事	野村 卓司
	高知県中小企業団体中央会	理事・事務局長	森田 健嗣
	高知商工会議所	専務理事	谷脇 明
	高知県商工会連合会	専務理事	中川 雅人
職業紹介 事業者	アールシステム株式会社	業務主任	西森 加奈
学識経験者	高知県立大学	文化学部 教授	大井 方子
行政機関	高知県商工労働部	副部長	濱田 憲司
	高知県教育委員会	教育次長	竹崎 実
	高知労働局	局 長	中村 克美

令和5年度 高知県地域職業訓練実施計画（案）

令和5年4月1日

1 総説

（1）計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、高知県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、高知労働局、公共職業安定所、高知県等の関係機関と連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

（2）計画期間

計画期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（3）計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

（1）労働市場の動向と課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率が低下する等、雇用への大きな影響がみられたものの、高知県の令和5年1月の有効求人倍率は1.26倍となり、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意が必要であるものの、改善の動きが見られる状況となっている。正社員有効求人倍率は0.93倍と全国で40番目となっており、前年同月の0.87倍から改善しているものの、新規求人に占める正社員求人の割合は44.8%であり、全国の46.6%と比べると低い水準となっている。正社員求人の職種については求人者と求職者の間にミスマッチがあり、これらの対策としてスキルの不足する求職者に対してスキルアップを図る必要がある。

また、高知県においては全国に先駆けて少子高齢化が進んでおり、人手不足が顕著となっている。そのため、公的職業訓練を通じた人材の育成を行い、人材が不足している分野の人材確保も求められている。

さらに、多様な求職者に対して、個々の状況による再就職を支援するために、人材ニーズを踏まえた公的職業訓練を実施する必要がある。

(2) 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和4年度の新規求職者は令和4年12月末現在で23,128人(前年同月比97.3%)であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性がある者の数は令和4年12月末現在で9,919人(前年同月比97.4%)であった。

これに対し、令和4年度の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

〈令和4年4月～令和4年12月まで〉

離職者に対する公共職業訓練	594人	(前年同期比	91.1%)
求職者支援訓練	171人	(前年同期比	150.0%)

3 令和5年度の公的職業訓練の実施方針

令和3年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると

- ① 就職率が高く、応募倍率が低い分野(「介護・医療・福祉分野」)があること
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野(「デザイン分野」「理容・美容関連分野」)があること
- ③ 応募倍率が低く、就職率が低い分野(「営業・販売・事務分野」)があること
- ④ 求職者支援訓練のうち基礎コースは令和3年度計画では認定規模30%としていたが、実績は6%程度であること
- ⑤ 委託訓練の計画数と実績の乖離があること
- ⑥ デジタル分野の設定はあるものの、内容の充実が課題であること

といった課題がみられた。これらの課題の解消を目指し、令和5年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

- ① については、高知県では他県に比べ、高齢化が進んでいるため、介護分野の訓練の設定は必須であることから、応募・受講しやすい募集期間・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練内容や効果を踏まえた受講勧奨を強化する。
- ② については、求人ニーズに即した訓練内容か、十分な就職支援かについて検討したうえで運用を見直す。また、「デザイン分野」「理容・美容関連分野」で働くことに関心を持てるような支援等、ハローワークと連携した就職支援を強化する。
- ③ については、求人ニーズ、受講者ニーズに即した訓練内容になっているか検討のうえ、就職支援策に課題がないか、強化する必要があるか検討を行う。
- ④ については、社会人としての基礎的能力を付与する基礎コースの設定を推進するとともに、実態を踏まえた計画の策定をする。
- ⑤ については、訓練を実施する民間教育機関等のニーズを踏まえたコース設定を行い、計画数と実績の乖離の解消に努める。
- ⑥ については、ITコースの内容をデジタル人材育成方針に沿った内容にすること、またデジタル分野の訓練施設の開拓等に努め、推進する。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 離職者に対する公的職業訓練

① 施設内訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和4年度	令和5年度	目標 (就職率)
高知県立中村高等技術学校	25	25	85.7%
左官エクステリア科 (1年)	10	10	
住宅リフォーム科 (10ヶ月)	15	15	
高知職業能力開発促進センター	329	329	82.5%
テクニカルオペレーション科 (募集科名：機械CAD技術科)	30	30	
CADものづくりサポート科	36	36	
住宅リフォーム技術科 (募集科名：住宅CADリフォーム技術科)	64	64	
電気設備技術科	60	60	
ビジネスワーク科	84	84	
テクニカルオペレーション科 (短期デュアルコース) (募集科名：機械CAD技術科(企業実習付))	15	15	
電気設備技術科(短期デュアルコース) (募集科名：電気設備技術科(企業実習付))	15	15	
橋渡し訓練(導入講習)	25	25	
合計	354	354	

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・施設内訓練の定員は令和4年度と同数の10科目、354人の訓練定員を確保する。
- ・高知職業能力開発促進センターでは、地域の事業主団体や事業主等業界ニーズを基に、主にもものづくり分野であって、民間の教育訓練期間等では実施が難しいコースを設定する。(訓練期間：6～7ヶ月)

② 委託訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和4年度	令和5年度	目標 (就職率)
長期高度人材育成コース※1	45	45	84.5%
介護福祉士養成科	8	10	
保育士養成科	10	10	
その他(情報システム系/調理師/ 建築・インテリアデザイン/美容系など)	27	25	
知識等習得コース(デュアル訓練含む)※2	705	695	
I T系			
I T訓練科	475	470	
I T訓練科(デジタル)	0	30	
経理・宅地建物取引士	50	60	
介護系	105	60	
医療事務系	75	75	
合 計	750	740	

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・委託訓練は、令和4年度計画の750人から10人減の740人を計画数として実施する。
- ・「長期高度人材育成コース」は、人材不足分野の介護福祉士、保育士を重点分野として実施する。
- ・「知識等習得コース」は、I T系、経理・宅地建物取引士、介護系、医療事務系の分野を設定し、応募・求人ニーズを踏まえたうえで実施する。
- ・若年者・女性・就職氷河期世代の方に配慮した多様なコース設定を行う。特に育児中の訓練受講希望者に配慮した託児サービス提供事業の拡充を図る。

※1 長期高度人材育成コース

非正規雇用での就労期間が長く、不安定な就労を繰り返している若者が正社員就職を実現するために国家資格等の取得を目指すコース。(訓練期間：1年以上2年以下)

※2 知識等習得コース

求職者に必要な知識・技術等の職業能力を付与するための訓練コース

(訓練期間：3ヶ月以上を標準とし1年以下)

デュアル訓練コース

座学訓練と事業主等への委託による企業実習及び企業実習先での能力評価を行う訓練コース

(訓練期間：4ヶ月間を標準とする)

③求職者支援訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和4年度	令和5年度	目標 (就職率)
基礎コース	110	110	58%
実践コース	257	257	63%
介護系	73	70	
医療事務系	13	15	
デジタル系	55	60	
その他の成長分野、人手不足分野	116	112	
合 計	367	367	

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対して雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、367人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模367人を上限とする。
- ・訓練内容としては、職業能力開発講習及び基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）を全体の30%程度、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を全体の70%程度とする。
- ・その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。育児中の女性等で再就職を目指す者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等不安定な就労者、就職氷河期世代のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定に努めることとする。特に出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児付き訓練コースの設定に努める。
- ・地域ニーズ枠は、訓練認定規模の10%以内で設定することとする。

- ・新規参入枠は、次のとおりとする。
 - イ 基礎コース 上限値 20%
 - ロ 実践コース 上限値 30%
- ・認定単位期間は、四半期ごとに認定する。なお、第3四半期まで繰り越した認定枠について端数がある場合には集約し振替えることができる。
- ・申請単位期間内で新規参入枠以外の認定数（以下「実績枠」という）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。
- ・第3四半期以降においては、上半期の認定コースの定員数が少なかった場合の繰り越し分及び中止コースの繰り越し分については、基礎・実践コース間の振替えや、実践コースの他分野への振替えができるものとする。

(2) 在職者に対する公共職業訓練等

〈職業訓練の対象者数〉

公共職業訓練（在職者訓練） 573人

【内訳】

高知県 223人

高知職業能力開発促進センター 160人

高知職業能力開発短期大学校 190人

生産性向上支援訓練 560人

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、生産性向上支援訓練においては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練等のコーディネート等の事業主支援を実施する。
- ・ものづくり分野について、DX等に対応した職業訓練の開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。
- ・訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況等について確認する。
- ・高知県においては、産業界や企業のニーズにあった訓練を実施し、企業在職者にとって必要な資格取得やスキルアップを図る。

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和4年度	令和5年度	目標 (就職率)
高知県立高知高等技術学校	85	85	98.1%
機械加工科	10	10	
溶接科	10	10	
塑性加工科 (募集科名：オートボディ科)	20	20	
電気工事科	15	15	
自動車設備科	20	20	
配管科	10	10	
高知県立中村高等技術学校	15	15	
木造建築科	15	15	
高知職業能力開発短期大学校	50	45	95%
生産技術科	20	20	
電子情報技術科	30	25	
合 計	150	145	

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・県立高等技術学校では、ものづくりの基本となる技能を習得するための職業訓練を実施する。(訓練期間：1～2年間)
- ・高知職業能力開発短期大学校では、技術革新に対応できるものづくりの高度な知識と技術・技能を兼ね備えた実践技能者の育成のための職業訓練を実施する。(訓練機関：2年間)

(4) 障害者等に対する公共職業訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和4年度	令和5年度	目標 (就職率)
知識・技能習得訓練コース (集合訓練)	39	0	85%
在宅就業 (テレワーク) 研修科	24	0	
その他	15	0	
実践能力習得訓練コース	35	35	
合 計	74	35	

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・定員充足率、就職率の低い訓練コースを廃止し、就職を目指す障害者にとってニーズがある就職率の高い実践能力習得訓練コースで、35人の定員として実施。
- ・企業の中で実際の業務を行う事で職業能力の向上と就職を目指す。

5 その他、職業能力の開発および向上の促進のための取組等

- ・受講者に対する訓練終了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供など計画的な就職支援を実施する。
- ・高知県が進める「産業振興計画」等の産業施策とも連携した就労支援を実施していく。
- ・人材不足分野である「介護・医療・福祉」分野の人材確保を支援するため、ハローワーク、訓練関係機関及び高知県福祉人材センターの連携強化による就職支援を実施する。
- ・地方単独事業として実施される「地域リスクリソグ推進事業」については、事業一覧の報告を持って地域職業訓練実施計画に位置づける。なお、県及び市町村の該当事業一覧（地域リスクリソグ推進事業一覧）は、事業実施年度に入り開催する地域協議会において、報告する。

ハロートレーニング（離職者向け）の5年度計画

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

高知県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・求職者支 援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	101	0	41	0	60
	営業・販売・事務分野	668	0	532	84	52
	医療事務分野	91	0	76	0	15
	介護・医療・福祉分野	150	0	80	0	70
	農業分野	0	0	0	0	0
	旅行・観光分野	0	0	0	0	0
	デザイン分野	1	0	1	0	0
	製造分野	156	0	0	156	0
	建設関連分野	89	25	0	64	0
	理容・美容関連分野	54	0	4	0	50
	その他分野	41	0	6	25	10
求職者支援訓練（基礎コース）		110				110
合計		1,461	25	740	329	367
(参考) デジタル分野		167	0	41	66	60

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

令和5年度高知県職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）

令和4年度計画と同程度の規模で人材を育成

実施状況 の分析

①就職率が高く、応募倍率が低い分野
（R3年度実績に該当する訓練分野）
「介護・医療・福祉」

- ・応募・受講しやすい募集・訓練日程の検討が必要
- ・訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化

②応募倍率が高く、就職率が低い分野
（R3年度実績に該当する訓練分野）
「デザイン分野」「理容・美容関連分野」

- ・求人ニーズに即した訓練内容になっているか、就職支援策が充分か、検討が必要
- ・「公共職業訓練の効果検証」の結果も踏まえた、ハローワークと連携した就職支援の強化が必要

③応募倍率が低く、就職率が低い分野
（R3年度実績に該当する訓練分野）
「営業・販売・事務分野」

- ・求人ニーズ、受講者ニーズに即した訓練内容になっているか検討が必要
- ・就職支援策に課題がないか、強化する必要があるか検討

計画と実績 の乖離

④求職者支援訓練のうち基礎コースはR3年度計画では認定規模の30%となっていたが、実績は6%程度

- ・就労経験が少ない者等の就職困難者には、社会人としての基礎的能力を付与する基礎コースが有効。このため、基礎コースの設定を推進するとともに、実態を踏まえた計画の策定が必要

⑤委託訓練の計画数と実績の乖離

- ・訓練期間等のニーズを踏まえた訓練コースの設定を進めるとともに、実態を踏まえた計画数の検討が必要
- ・中止コースが受講者ニーズ、求人ニーズを反映したものとなっているか。

人材ニーズ を踏まえた 設定

⑥デジタル分野の設定はあるものの、内容の充実が課題

- ・ITコースの内容をよりデジタル人材育成方針に沿った内容にすることが必要

指標から分析した改善すべき方向性

就職率 高

【就職率「高」・応募倍率「低」の分野の改善方策】

求人ニーズの観点からは効果的な訓練と言えるが、受講者ニーズをとらえ切れていない可能性がある。

<考えられる改善の方向性>

- 訓練コースが、求職者にとって応募や受講がしやすい募集日程・訓練日程となっているか要検討。
- 受講勧奨の段階で、訓練コースの内容や効果に関する周知の強化について要検討。

応募倍率 低

【就職率「高」・応募倍率「高」の分野の改善方策】

求人ニーズ、求職者ニーズを踏まえた効果的な職業訓練と言える。

<考えられる改善の方向性>

- 応募倍率が100%を超えている場合には、申込者数に応じた定員の拡充について要検討。

応募倍率 高

【就職率「低」・応募倍率「低」の分野の改善方策】

求人ニーズ、受講者ニーズ双方をとらえ切れていない可能性がある。

<考えられる改善の方向性>

- 求人ニーズ、受講者ニーズに即した訓練内容になっているか要検討。
- 就職支援策に課題がないか、強化する必要があるか要検討
- 訓練コースの周知や受講勧奨に課題がないか要検討。
- 以上を講じても改善されないときは訓練コースの縮小を要検討。

【応募倍率「高」・就職率「低」の分野の改善方策】

求人ニーズをとらえ切れていない可能性があるとともに、受講者に就職率が低いことが伝わっていない可能性がある。

<考えられる改善の方向性>

- 求人ニーズに即した訓練内容になっているか要検討。
- 就職支援策に課題がないか、強化する必要があるか要検討
- 受講勧奨時に、受講者に必要な情報が伝わっているか、要検討。

就職率 低

ハロートレーニング（離職者向け）の令和3年度実績

1 離職者向けの公的職業訓練の分野別訓練規模

39_高知		総計		
分野		コース数	定員	受講者数
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	37	478	394
	営業・販売・事務分野	14	225	152
	医療事務分野	7	77	60
	介護・医療・福祉分野	14	155	94
	農業分野	0	0	0
	旅行・観光分野	0	0	0
	デザイン分野	2	5	5
	製造分野	13	156	110
	建設関連分野	9	92	67
	理容・美容関連分野	9	64	41
その他分野	5	35	37	
（求職者支援訓練） （基礎コース）	基礎	1	15	6
合計		111	1,302	966
（参考） デジタル分野		39	483	399

用語の定義

※本資料における用語は、以下のとおり定義しています。

「コース数」

公共職業訓練については、当該年度中に開講したコース及び当該年度以前から開始し当該年度に実施した訓練コースの数（当該年度以前に開講し、次年度に繰り越すコースを含む）。

求職者支援訓練については当該年度中に開講したコースの数。

「定員」

当該年度中に開講した訓練コースの定員の数。

「受講者数」

当該年度中に開講したコースに入校した者の数。

「応募倍率」

当該訓練の定員を100とした時の、受講を申し込んだ者の数の倍率。

「定員充足率」

当該訓練の定員に対する受講者数の割合。

「就職率」

訓練を修了等した者のうち就職した者の割合。分母については受講者数から中途退校者数（中途退校就職者数を除く）等を差し引き、分子については中途退校就職者を加えている。

ただし、公共職業訓練については、令和3年度末までに終了したコース、求職者支援訓練については、令和3年12月末までに終了したコースについて集計。

「デジタル分野」

IT分野（ITエンジニア養成科など。情報ビジネス科を除く。）、デザイン分野（WEBデザイン系のコースに限る）等。

2 離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況

分野		公共職業訓練(都道府県:委託訓練)						求職者支援訓練					
		コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
公共職業訓練(離職者向け) + 求職者支援訓練(実践コース)	IT分野	36	463	382	102.6%	82.5%	82.4%	1	15	12	93.3%	80.0%	54.5%
	営業・販売・事務分野	4	61	40	73.8%	65.6%	58.3%	5	80	29	40.0%	36.3%	20.7%
	医療事務分野	7	77	60	90.9%	77.9%	80.8%	0	0	0	-	-	-
	介護・医療・福祉分野	10	64	43	73.4%	67.2%	94.7%	4	91	51	65.9%	56.0%	68.3%
	農業分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	デザイン分野	2	5	5	180.0%	100.0%	60.0%	0	0	0	-	-	-
	製造分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	建設関連分野	2	3	3	100.0%	100.0%	-	0	0	0	-	-	-
	理容・美容関連分野	4	1	1	100.0%	100.0%	66.7%	5	63	40	76.2%	63.5%	27.3%
その他分野(調理分野)	2	10	10	130.0%	100.0%	75.0%	0	0	0	-	-	-	
求職者支援訓練 (基礎コース)	基礎	-	-	-	-	-	-	1	15	6	53.3%	40.0%	40.0%
合計		67	684	544	96.9%	79.5%	81.3%	16	264	138	61.4%	52.3%	
(参考) デジタル分野		38	468	387	108.5%	82.7%	71.4%	1	15	12	93.3%	80.0%	-

分野	公共職業訓練(都道府県:施設内訓練)						公共職業訓練(高齢・障害・求職者雇用支援機構)					
	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
IT分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
営業・販売・事務分野	0	0	0	-	-	-	5	84	83	125.0%	98.8%	85.7%
医療事務分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
介護・医療・福祉分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
農業分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
デザイン分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
製造分野	0	0	0	-	-	-	13	156	110	76.9%	70.5%	83.0%
建設関連分野	2	25	17	108.0%	68.0%	64.7%	5	64	47	78.1%	73.4%	86.0%
理容・美容関連分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
その他分野	0	0	0	-	-	-	3	25	27	108.0%	108.0%	-
合計	2	25	17	108.0%	68.0%	64.7%	26	329	267	91.8%	81.2%	84.5%
(参考) デジタル分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-

高知県地域職業能力開発促進協議会
公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領

1 目的

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることとする。

2 WGの構成員

「高知県地域職業能力開発促進協議会設置要綱」の3（1）の構成員のうち、高知労働局、高知県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部とし、必要に応じて、高知地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）構成員の中から任意の者を追加する。

なお、協議会の構成員として委任した者と同じのものとする必要はなく、構成員の機関・団体の職員等で差し支えないが、協議会の事務に従事する者として、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 検証手法

検証手法は、公的職業訓練の訓練修了者、訓練修了者の採用企業及び訓練実施機関に対するヒアリングにより行うものとする。

なお、各種データの統計処理による分析については、訓練カリキュラムの改善に資する場合に限り各協議会で実施することも可能であるが、都道府県労働局職員以外の者が直接関わって分析を実施する場合は、①分析するデータの種類・範囲、②分析手法、③分析の実施者等を明らした上で、事前に、厚生労働省に協議すること。

4 WGの具体的な進め方

（1）検証対象コースの選定

ア 予め協議会にて検証対象となる訓練分野を選定しておき、WGでは当該訓練分野の中で訓練修了者が比較的多い訓練コースを3コース（ただし、異なる訓練実施機関が実施するものとする。）以上選定する。

イ 検証対象は、アで選定したコースの訓練実施機関と、各訓練コースにつき訓練修了者1人以上、当該訓練修了者を採用した採用企業1社以上とする。具体的には、3コースを選定すると、訓練実施機関3者、訓練修了者3人以上及び採用企業3社以上が対象となる。

なお、ヒアリングの対象とする訓練修了者の選定にあたっては、同一の

性別又は年齢層に偏らないよう配慮すること。

その他、就職氷河期世代、就職困難者、ひとり親等といった様々な事情を抱える方々について検証することも有意義であることから、訓練修了者のうちの一人は、例えば離職期間が長い、離転職を繰り返している等の履歴のある者をできる限り選定することが望ましい。

(2) ヒアリングの内容等

ア ヒアリングは直接又はweb会議のいずれでも差し支えない。

イ ヒアリング内容は以下の項目を必須とし、協議会独自に質問項目を追加しても差し支えない。

① 訓練実施機関へのヒアリング

- ・訓練実施にあたって工夫している点
- ・訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況
- ・訓練実施にあたっての国への要望、改善して欲しい点

② 訓練修了者へのヒアリング

※訓練機関の接遇など、受講中の満足度ではないことに留意。

- ・訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの
- ・訓練内容のうち、就職後にあまり活用されなかったもの
- ・就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等

③ 訓練修了者を採用した企業へのヒアリング

- ・訓練により得られたスキル、技能等のうち、採用後に役に立っているもの
- ・訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル、技能等
- ・訓練修了者の採用について、未受講者（未経験者）の採用の場合と比較して期待していること（同程度の経験等を有する者同士を比較。採用事例がない場合は想定）

(3) ヒアリングを踏まえた効果検証等

(2)のヒアリングを踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体において、訓練効果が期待できる内容及び訓練効果を上げるために改善すべき内容について整理する。

(4) 効果検証結果を踏まえた検討

(3)の効果検証結果を踏まえ、訓練カリキュラム等の改善促進策（案）等を検討し、協議会への報告事項を整理する。

【訓練カリキュラムの改善促進策（例）】

- 委託訓練について、
 - ・説明会資料又は委託要綱等の内容に追加
 - ・公募条件又は入札の加点要素として付加

- 汎用性の高い訓練（就職支援）内容について、
 - ・ 求職者支援訓練において、訓練実施期間中に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う実施状況の確認の際に周知
 - ・ 申請・認定事務の際に周知
 - ・ 求職者支援訓練の実施機関開拓の際に周知

(5) 協議会への報告

WGの効果検証結果及び訓練カリキュラムの改善促進策（案）等については協議会に報告する。

地域職業能力開発促進協議会に設置する 公的職業訓練効果検証ワーキンググループの進め方（令和5年度実施分）

目的

適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて訓練修了者等へのヒアリング等を通じ、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。

構成員

地域職業能力開発促進協議会（地域協議会）の構成員のうち、
都道府県労働局、都道府県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（※他の構成員の追加可）

検証手法

検証対象の訓練分野を選定し、当該分野の訓練コースの対象へのヒアリングを行い、その結果から、訓練効果等に関して検証し、改善促進策（案）を検討。

具体的な進め方

- ① 地域協議会で検証対象の訓練分野を選定。
- ② ワーキンググループ（WG）は、選定された分野の中から訓練コースを3コース以上選定し、各コースの対象の3者にヒアリング。（ヒアリング対象：訓練修了者、訓練修了者の採用企業、訓練実施機関）
- ③ WGは、ヒアリング結果を踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体について「訓練効果が期待できる内容」、「訓練効果を上げるために改善すべき内容」を整理。⇒改善促進策（案）を検討。
- ④ WGは、地域協議会に改善促進策（案）を報告し、次年度の地域職業訓練計画の策定に反映。

スケジュール

	令和4年度	令和5年度上半期	令和5年度下半期
中央職業能力開発促進協議会	2月 協議会開催	9月 協議会開催	地域協議会から検討結果を報告 2月 協議会開催
地域職業能力開発促進協議会	2～3月 協議会開催 ① 検証対象訓練分野を選定	②	10月頃 協議会開催 WGから報告→次年度の計画の策定に反映 2～3月 協議会開催
ワーキンググループ（WG）		ヒアリング → 結果整理 → 改善促進策（案）検討 選定分野のうち3コース以上 ×3者（修了者、採用企業、実施機関）	④